

# 対馬市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

対馬市

## 目次

第1章	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	本市における行動計画策定等の経緯	1
3	対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	2
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
2	発生段階の取扱い	3
3	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
4	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
5	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
6	対策推進のための役割分担	9
7	市行動計画の主要6	11
	(1) 実施体制	12
	(2) 情報提供・共有	15
	(3) 予防・まん延防止	17
	(4) 予防接種	17
	(5) 医療	22
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	23
第3章	各段階における対策	24
1	未発生期	24
	(1) 実施体制	24
	(2) 情報提供・共有	25
	(3) 予防・まん延防止	25
	(4) 予防接種	25
	(5) 医療	26
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	28
2	海外発生期	29
	(1) 実施体制	29
	(2) 情報提供・共有	29
	(3) 予防・まん延防止	30
	(4) 予防接種	30
	(5) 医療	31
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	32
3	県内未発生期（国内発生早期）	33
	(1) 実施体制	33

	(2) 情報提供・共有	34
	(3) 予防・まん延防止	34
	(4) 予防接種	36
	(5) 医療	36
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	37
4	県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）	40
	(1) 実施体制	41
	(2) 情報提供・共有	41
	(3) 予防・まん延防止	42
	(4) 予防接種	43
	(5) 医療	44
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	45
5	県内感染期（国内感染期）	47
	(1) 実施体制	48
	(2) 情報提供・共有	48
	(3) 予防・まん延防止	48
	(4) 予防接種	50
	(5) 医療	50
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	52
6	小康期	54
	(1) 実施体制	54
	(2) 情報提供・共有	54
	(3) 予防・まん延防止	55
	(4) 予防接種	55
	(5) 医療	55
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	55
	【対馬市新型インフルエンザ等対策本部設置条例】	57
	【用語解説】	58

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法は、平成 24 年（2012 年）4月に制定され、平成 25 年（2013 年）4月に施行された。

### 2 本市における行動計画策定等の経緯

本市においては、平成 22 年 12 月に改定された長崎県新型インフルエンザ行動計画を踏まえ、発生前期から大流行期までの対策について、市が取り組むべき事項のアウトラインを発生段階別に行動計画として整理し、対策の方向性を示すものとして、平成 22 年 3 月に、「対馬市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

今般、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が新たに策定され、それらの考え方や基準を踏まえ、特措法第 8 条の規定により、「対馬市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を新たに策定した。

また、政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び長崎県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置され、緊急事態宣言が発出された場合には、市長を本部長とした対馬市

新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を直ちに設置し、市対策本部を中心として、全庁挙げて対策を推進するため、平成 25 年 7 月に対馬市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「市条例」という。平成 25 年対馬市条例第 29 号）を制定し、体制整備を行った。

今後、国のガイドライン等や専門的知見をもとに他の市町とも連携して、本市における新型インフルエンザ等の対策を充実させることとする。

国（県）においては、行動計画の改訂、ガイドラインの見直しなどが適宜行われており、今後も対馬市の現状を踏まえ、本計画の見直しを行っていく予定である。

### 3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

## 第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の 2 点を主たる目的として、国、県、他市町、関係機関と相互に連携して対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

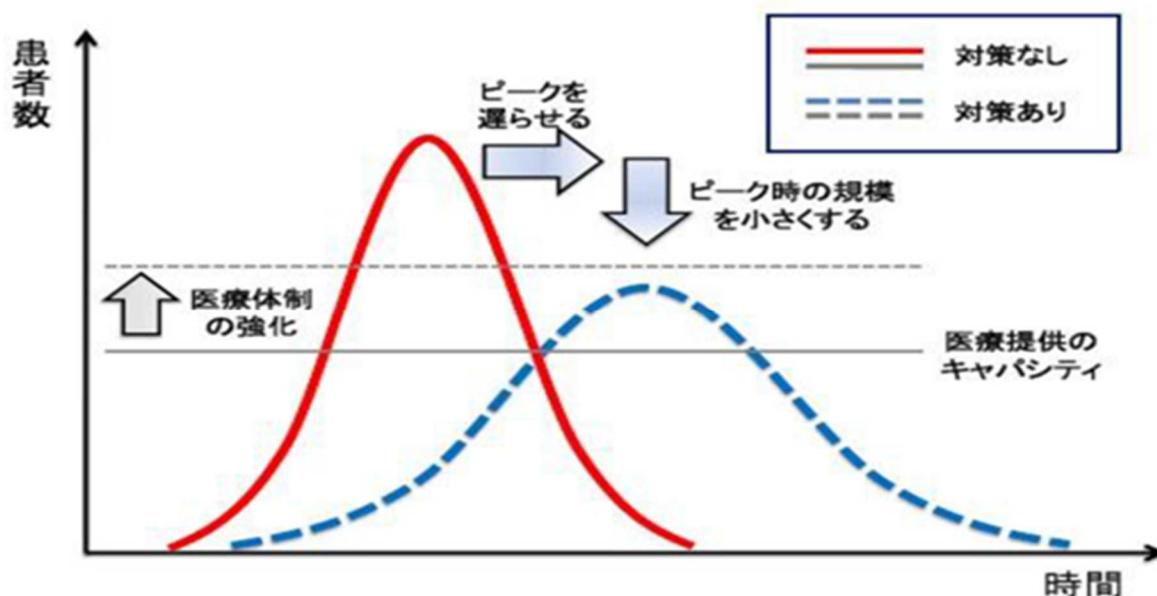
イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供業務をはじめ市民生活及び市民経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。



## 2 発生段階の取扱い

(1) 考え方

・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

・本市行動計画では、政府行動計画、県行動計画で定める発生段階を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」「海外発生期」、国内で発生が始まった「県内未発生期（国内発生早期）」、「国内感染期」、流行が小康状態となった「小康期」の5つに分類する。

・各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。

・対策の内容は、発生段階のほかに、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という）がされているかどうかによっても変化する。

・国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引き上げ及び引

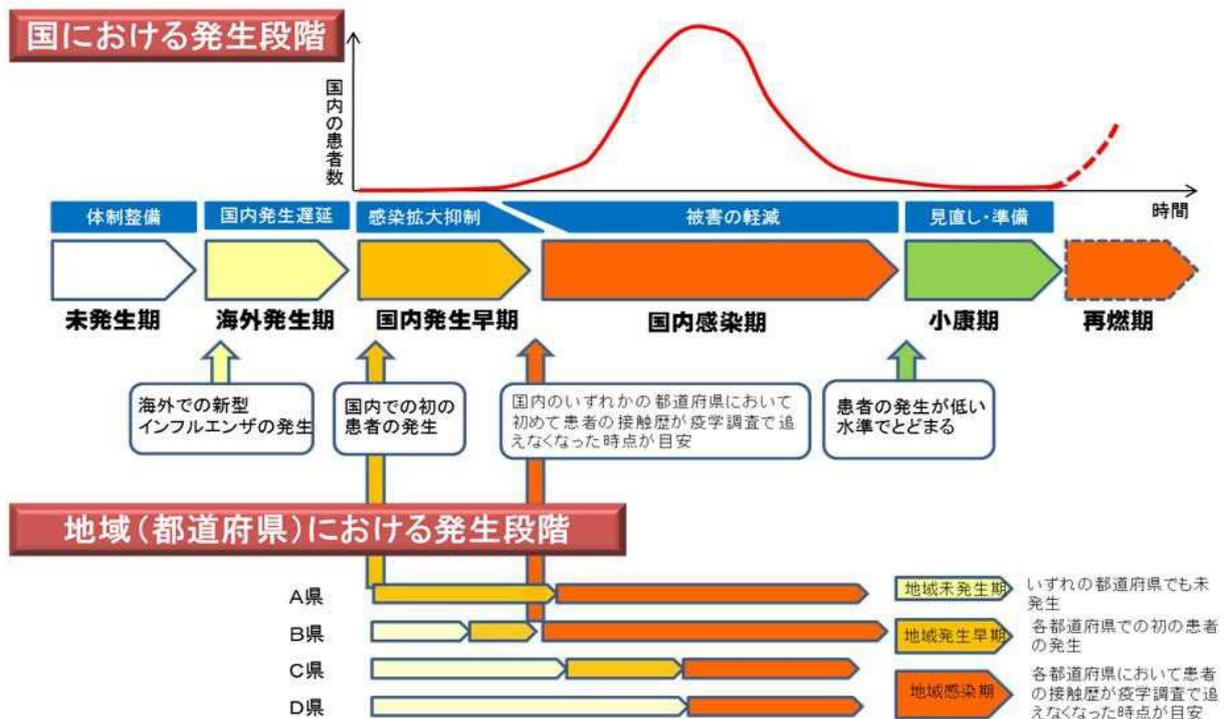
き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。

・地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における発生段階への移行は、国との協議により県が判断する。市は行動計画で定められた対策を段階に応じて実施する。

## (2) 発生段階

発生段階(国)	発生段階(県)	状 態
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えない状態
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



### 3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

そこで、科学的知見及び国や県の対策も視野に入れながら、本市の地理的な条件等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、市行動計画においても、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、同様の観点から対策を組み立てることとする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。そして、県ではそれらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定される。市としては、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定する。

#### (1) 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動（対応）計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知しておくことが必要である。新型インフルエンザ等は、多数の県民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが予想されていることから、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全庁あげての取り組みが求められる。

#### (2) 感染拡大防止への対応

- 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、市全体で取り組むことにより拡大防止効果が期待される。
- 全ての事業者が、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続す

る重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する必要がある。

- ・事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを市民に呼びかけ理解と協力を得る。

### (3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策の普及及び啓発

- ・事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要となる。

## 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他の法令及び市行動計画に基づき、主に県や他市町又は指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第55条)等に関する県対策本部への要請に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする(特措法第5条)。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備

えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部、他市町の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は必要に応じて、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### (4) 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害

政府行動計画では、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計している（米国疾病予防管理センターの推計モデルによる推計）。また、入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計している。

これを単純に本市の人口比に当てはめると、次のとおりとなる。

〈対馬市内の新型インフルエンザ患者数の試算〉

	対馬市		長崎県		全 国	
医療機関を受診する患者数	約 3,200 人～ 6,200 人		約 14 万 1 千人～ 27 万 1 千人		約 1,300 万人～ 約 2,500 万人	
入院患者数 (上限値)	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 130 人	約 500 人	約 6 千人	約 2 万 2 千人	約 53 万人	約 200 万人
死亡者数 (上限値)	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 40 人	約 160 人	約 2 千人	約 7 千人	約 17 万人	約 64 万人

※ 2014 年 4 月 1 日対馬市推計人口 31,732 人を基に算出。また、この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。

**(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響**

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 6 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ワクチンその他の医薬品の調査及び研究の推進に努める。
- WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。
- 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- 対策の実施に当たっては、医学、公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### (2) 県の役割

- 新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を果たす。
- 市町と緊密な連携を図る。

### (3) 本市の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や県行動計画等を踏まえ、行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- 住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、要援護者への支援に

- 関し、基本的対処方針等を踏まえ、市行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や他の市町と緊密な連携を図る。
- 新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出されたときは、国及び県における対策全体の基本的な方針を踏まえ、市対策本部において、地域の状況に応じて対策を進める。
  - 保健所が行う搬送体制の整備に協力するとともに、県が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。

#### (4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。  
(特措法第4条第3項)

## (7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。(特措法第4条第1項及び第2項)

## (8) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める(特措法第4条第1項)。

## 7 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える」ことを達成するために、次の(1)～(6)の主要項目について発生段階ごとに記述することとし、横断的な留意点は以下のとおりとする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

## (1) 実施体制

### ア 考え方

- 全市的な危機管理の問題として取り組む。
- 国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。
- 新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市行動計画の変更また、新型インフルエンザ等発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴取する。

### イ 全庁的、全市的な取組

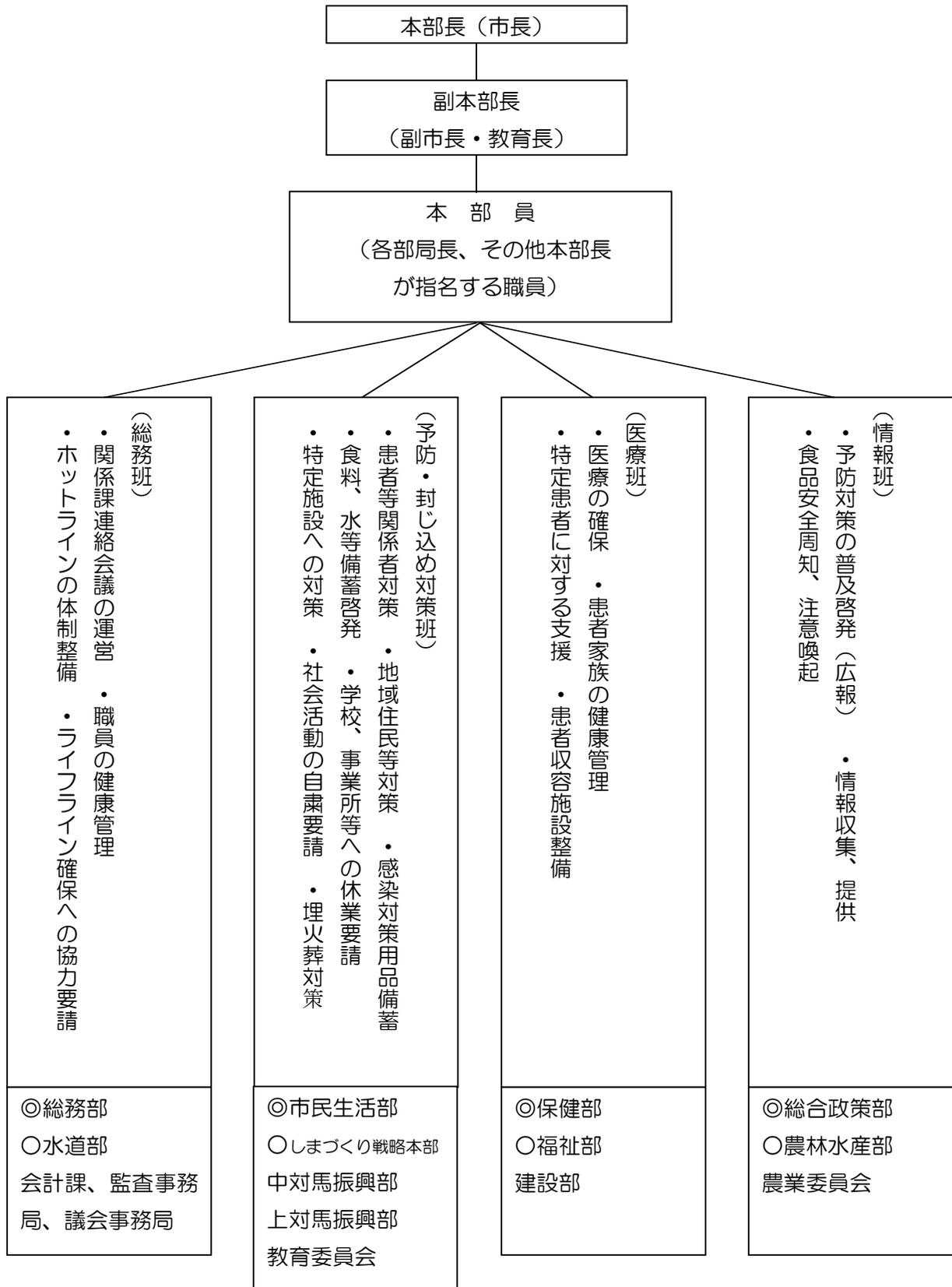
- 新型インフルエンザ等が発生する前においては「健康危機管理部」の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。
- 健康課や危機管理課をはじめ、関係部局においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

### ウ 対馬市新型インフルエンザ等対策本部（市対策本部）

- 政府により「緊急事態宣言」がされたときは、直ちに、市対策本部を設置する。また、本部長は対策本部会議を開催し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害を防止するとともに、社会機能維持を図る。
- 各部局の長を本部員とし、各部局の長は各班の事務を掌理する。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	しまづくり戦略本部長、総務部長、総合政策部長、市民生活部長、福祉部長、保健部長、農林水産部長、建設部長、水道部長、中対馬振興部長、上対馬振興部長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、監査委員会事務局長、農業委員会事務局長、消防本部長、その他本部長が指名する職員

対馬市新型インフルエンザ対策本部組織体系



※ ◎班長 ○副班長

## ○各活動班の構成と目的

各活動分野の構成と対応内容に応じて、「総務班」、「予防・封じ込め対策班」、「医療班」及び「情報班」の4班体制とし、相互に連携しつつ総合的な対策を推進していくこととする。各判別の発生期別行動マニュアルは別に定める。

### 1. 総務班

総務班は、各班への指示・指導を行う統括的な役割を担う。健康危機管理に迅速かつ的確に対応するため、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知し、理解と協力を求めていく。

また、公衆衛生部門と各関係機関との緊密な連携が求められる。さらに、パンデミック時には、社会機能を維持するため行政一丸となった取り組みが求められる。各段階に応じた対策に支障が生じないよう必要な措置を講ずる。

### 2. 予防・封じ込め対策班

予防・封じ込め対策班は、新型インフルエンザの発生時に可能な限り早期に封じ込めることにより、まん延を防止する役割を担う。新型インフルエンザの発生予防及び感染拡大防止・封じ込めのため新型インフルエンザ発生国、地域への出入国者に対する注意喚起を行う。

また、うがい・手洗い・マスク着用等の基本的な感染症防御方法の実施や感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の徹底を図る。さらに、感染拡大防止のため、国内発生期の初動封じ込め対策の推進やパンデミック時等における患者の隔離に加え、場合によっては市民の社会活動の自粛要請を実施する。

### 3. 医療班

医療班は、新型インフルエンザ患者及び疑い患者が適切な医療が受けられるよう医療機関との連絡調整の役割を担う。

市内発生期になった場合には、患者数の増大が想定されることから、公共施設等に患者を入所させることができるよう検討しておく必要がある。

### 4. 情報班

情報班は、正確な情報提供を図る役割を担う。

新型インフルエンザの発生や感染事例等に関する情報を収集し、関係者間で共有する体制を構築する。なお、収集した情報については、CATV等を活用し、わかりやすい情報を提供し、正しい知識の普及や感染予防対策の周知・徹底を図るものとする。

## ○留意事項

### 1. 関係機関との連絡調整

行動マニュアルに沿って実施していくためには、行政機関のほか、市医師会・医療機関・ライフライン事業者等の関係機関の協力が不可欠である。

このため、国・県の指導の下、保健所や関連機関との連携・協力を図りながら対策を推進する。

### 2. 市民・事業者の協力

流行の拡大防止を図る上で、行政機関・医療機関等の関係機関の努力はもとより、市民や事業者等の協力が不可欠である。

そのため、市民・事業者等には、新型インフルエンザに関する正しい知識に基づき、自ら予防に努める「自助」と、流行期における高齢者等に地域住民団体が支援に努める「共助」が求められる。

本行動計画を効率的に実施していくためには、行政機関等の「公助」による、新型インフルエンザの様々な発生段階に応じた対応策を明確にしておき、市民・事業者と一体となって、対応策を実施し、流行による健康被害を最小限にとどめていく。

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ウ 発生前における市民等への情報提供

(ア) 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に正しい行動を促すため、予防的対策として発生前においても新型インフルエン

ザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。

- (イ) 特に児童生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

## エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

## オ 情報提供体制

- (ア) 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。
- (イ) 対策の実施主体となる部局等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。

- (ウ) コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ地域において市民の不安等に応えるために説明を行うとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活用する。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめることにより、医療体制が対応可能な範囲内に収め、市民に必要な医療を適切に提供する体制を維持することを目的とする。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行った場合には、適宜協力する。

### (4) 予防接種

#### ア 目的

- ・流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。

- ・流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。

#### イ ワクチン

- ・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。
- ・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

#### ウ 特定接種

##### 特定接種及びその接種体制

- ・特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。
- ・政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲、接種順位等の基本的な考え方を示すとともに、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性等を政府対策本部において判断し、国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定することとしている。
- ・県及び市は、新型インフルエンザ等の発生時に、国の基本的対処方針に従い、新型インフルエンザ等対策に携わる職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種を実施できるよう、接種体制を構築する。

### 政府行動計画Ⅱ-6 (4) 予防・まん延防止 (ウ) 予防接種 ii) 特定接種 〈抜粋〉

#### ii-1) 特定接種

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者  
(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
  - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
  - ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

#### ii-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所

属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

## エ 住民接種

### (ア) 種類

#### ・ 臨時の予防接種

緊急事態宣言がされている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行われる。

#### ・ 新臨時接種

緊急事態宣言がされていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

### (イ) 対象者の区分

以下の 4 つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

(a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・ 基礎疾患を有する者
- ・ 妊婦

(b) 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

(c) 成人、若年者

(d) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

## オ 接種順位の考え方

新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

(a) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

《成人、若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合》

- ・ 医学的ハイリスク者 > 成人、若年者 > 小児 > 高齢者の順で重症化しやすいと仮定

### 1 医学的ハイリスク者

- 2 成人、若年者
- 3 小児
- 4 高齢者 の順

《高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合》

- ・ 医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人、若年者の順で重症化しやすいと仮定
  - 1 医学的ハイリスク者
  - 2 高齢者
  - 3 小児
  - 4 成人、若年者 の順

《小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合》

- ・ 医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人、若年者の順で重症化しやすいと仮定
  - 1 医学的ハイリスク者
  - 2 小児
  - 3 高齢者
  - 4 成人、若年者 の順

(b) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

《成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合》

- ・ 医学的ハイリスク者＞成人、若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定
  - 1 小児
  - 2 医学的ハイリスク者
  - 3 成人、若年者
  - 4 高齢者 の順

《高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合》

- ・ 医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人、若年者の順で重症化しやすいと仮定
  - 1 小児
  - 2 医学的ハイリスク者
  - 3 高齢者
  - 4 成人、若年者 の順

(c) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

《成人、若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合》

- 成人、若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定
- 1 医学的ハイリスク者
- 2 小児
- 3 成人、若年者
- 4 高齢者 の順

《高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合》

- 高齢者＞成人、若年者の順で重症化しやすいと仮定
- 1 医学的ハイリスク者
- 2 小児
- 3 高齢者
- 4 成人、若年者 の順

(d) 接種体制

- 対馬市が実施主体となる。
- 原則として、集団的接種とする。
- 接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

カ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供、国民生活、国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

キ 医療関係者に対する要請

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。（特措法第31条第2項及び第3項、第46条第3項）

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請又は指示を行うよう求める。（特措法第31条第5項、第46条第3項及び5項）

## (5) 医療

### ア 県の対策への協力

県等からの要請に応じ、以下の対策等に適宜、協力する。

#### 医療に関する県の対策

##### (ア) 医療の目的

健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

##### (イ) 医療体制整備の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援について十分な検討や情報収集が必要である。

##### (ロ) 発生前における医療体制の整備

- ・ 県は二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関、その他医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる地域対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ・ あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行う。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

##### (ハ) 発生時における医療体制の維持・確保

- ・ 新型インフルエンザ等の発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染症対策としても有効である。病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、患者を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく。
- ・ サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、診断・治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。
- ・ 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診察のために、帰国者・接触者外来を確保して診療を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染

している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。

- ・「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
- ・患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。
- ・感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。
- ・医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県、市町を通じた連携だけではなく、県医師会・県薬剤師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

#### (カ) 医療関係者に対する要請・指示、補償

- ・新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、県は、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行うことができる。
- ・国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。
- ・医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

#### (カ) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

国の備蓄分と併せて県民の 45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。

## イ 在宅で療養する患者への支援

県、医療機関、その他関係機関、団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限となるよう、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と

連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

イ 一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

ウ 感染期における要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、等について、具体的な支援体制等を決めておく。

### 第3章 各段階における対策

市対策本部は、新型インフルエンザ等対策に関する情報の収集を行い、本部の設置や発生段階の変更、対策の詳細な運用等について決定・指示を行う。以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

#### 1 未発生期

##### ●状態

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。

##### ●対策の目的

- ・発生に備えて体制の整備を行う。
- ・市内発生の早期確認に努める。

##### ●対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県や関係団体等との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・国、県等からの情報収集等を行う。

#### (1) 実施体制

##### ア 行動計画等の策定

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直す。

##### イ 体制の整備及び連携強化

(ア) 庁内の取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた準備を進める。

(イ) 県、指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

- (ウ) 行動計画の作成等に関しては、必要に応じて県の支援を受ける。
- (エ) 必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

## (2) 情報提供・共有

### ア 継続的な情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

### イ 体制整備等

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

## (3) 予防・まん延防止

### ア 個人における対策の普及

- ・ 感染予防のため、市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

### イ 地域対策・職場対策の周知

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染対策について周知を図るための準備を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

### ウ 水際対策

- ・ 市は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。

## (4) 予防接種

### ア ワクチンの生産及び供給体制に関する情報の収集

県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄及び供給体制に関する情報を収集し、予防接

種体制の構築に役立てる。(ワクチンの供給体制は、県が国からの要請を受けて県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。)

#### イ 基準に該当する事業者の登録

- ・国が示す登録実施要領等に基づき、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を事業者にも周知することに対して、国からの要請に応じ、適宜協力する。
- ・国が行う事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録することについて、国からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

#### ウ 接種体制の構築

##### (ア) 特定接種

特定接種の対象となり得る市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

##### (イ) 住民接種

- ・国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び県の、技術的な支援を受ける。
- ・市は速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

#### エ 情報提供

- ・県等と連携して以下の情報を積極的に提供し、市民の理解促進を図る。新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報。

#### (5) 医療

##### ア 県の対策への協力

県等からの要請に応じ、以下の対策等に適宜、協力する。

#### 医療に関する県の対策

##### (ア) 地域医療体制の整備

- a 医療体制の確保について、県医師会等の関係機関と連携し、体制整備を進める。
- b 原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、指定（地方）公共機関である医療機関、公立病院等）、その他医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進す

る。

- c 発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。
- d 各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する準備を進める。
- e 帰国者・接触者外来を設置する医療機関等のリストアップや、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を支援する。
- f 国とともに一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

(4) 県内感染期に備えた医療の確保

- a 県は、国とともに全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- b 県は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等（公立病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- c 県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- d 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等（特措法第 48 条）で医療を提供することについて検討する。
- e 県は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- f 県は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

(5) 研修等

県は、国と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を実施する。

(I) 医療資器材の整備

県は必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。

(II) 検査体制の整備

県は、環境保健研究センターにおける新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等を実施する体制を整備する。

(III) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

県は、国の備蓄分と併せて県民の 45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。

## (6) 市民の生活及び市民経済の安定の確保

### ア 業務計画等の策定

- ・ 県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。

### イ 物資供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

### ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県及び国と連携して、県内感染期における生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的な手続き等を決めておく。

### エ 火葬能力等の把握

- ・ 県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜、協力する。
- ・ 県では、国及び市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

### オ 物資及び資材の備蓄等

県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄、施設及び設備の整備等を行う（特措法第 10 条）。

## 2 海外発生期

### ●状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。

### ●対策の目的

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・市内発生に備えて体制の整備を行う。

### ●対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性、感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国、県等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

## (1) 実施体制

### ア 体制強化等

- ・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約、共有、分析を行う。
- ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、直ちに県対策本部が設置される。市は、国が決定した基本的対処方針を確認し、県と連携しながら市対策本部設置準備、行動計画等に基づく事前準備を開始する。
- ・県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・県等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、各種媒体、機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報

を提供できるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。

#### イ 情報共有

国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

#### ウ 相談窓口の設置

市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を健康増進課に設置し、適切な情報提供に努める。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 市内でのまん延防止対策の準備

- ・ 県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。  
県は国とともに県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療、入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県等と相互に連携して、市民に広く周知する。

#### イ 水際対策

- ・ 県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、国の検疫の強化に伴い、検疫所その他関係機関との連携を強化する。
- ・ 県は、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するため、国との連携を強化する。

### (4) 予防接種

#### ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

県や国等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

#### イ ワクチンの供給

県や国等と連携して、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

#### ウ 接種体制

##### (ア) 特定接種

- ・ 県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。
- ・ 県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (1) 住民接種

- ・ 県、国等と連携して、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・ 国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう、「第 2 章 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

#### エ 情報提供

県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

#### (5) 医療

##### ア 県の対策への協力

県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### 医療に関する県の対策

##### (ア) 新型インフルエンザ等の症例定義

国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、又は随時修正を行ったときは、関係機関に周知する。

##### (イ) 医療体制の整備

次のことを行う。

- a 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来を整備し、帰国者・接触者外来における診断を受けるよう要請する。
- b 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- c 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- d 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を、環境保健研究センターにおいて亜型等の同定を行い、国立感染症研究所にその確認を求める。

##### (ロ) 帰国者・接触者相談センターの設置

次のことを行う。

- a 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- b 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(I) 医療機関等への情報提供

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(カ) 検査体制の整備

環境保健研究センターにおいて新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査を実施するための検査体制を速やかに整備する。

(ク) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

a 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

b 国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・ 県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

イ 要援護者への生活支援

市内の関係団体や地区組織との連携を密にし、要援護者への支援について協力を依頼し、必要時速やかに支援が行える体制を構築する。

ウ 遺体の火葬・安置

- ・ 県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 3 県内未発生期（国内発生早期）

#### ●状態

- ・県内において、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性があり、感染の範囲が非常に限られている段階。県内における発生は避けられず、時間の問題である。

#### ●対策の目的

- ・県内発生に備えた体制を維持する。

#### ●対策の考え方

- ・県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続し、新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう体制を整備する。
- ・県と連携し、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を積極的に収集する。
- ・県内発生した際に早期に発見できるサーベイランス・情報収集体制を維持する。
- ・国内外の発生状況について注意喚起を行うとともに、県内発生に備え的確な情報を提供し、医療機関、事業者、市民に引き続き感染防止対策の準備を促す。

### (1) 実施体制

#### ア 実施体制

- ・国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに健康危機管理部会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行うとともに、県との連携を強化し、新型インフルエンザ等対策を推進する。
- ・県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。

#### イ 緊急事態宣言

##### (ア) 緊急事態宣言

国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

##### <補足>

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示さ

れる。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を国が指定する。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域が指定されることも考えられる。

#### (1) 市対策本部の設置

緊急事態宣言がされた場合、直ちに市対策本部を設置する。（特措法第34条）

### (2) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・ 県等と連携し、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、あらゆる媒体を活用しつつ、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と感染予防策（手洗い、マスク着用、咳エチケット等の励行）など分かりやすく、県民や事業所に必要な情報を提供し、感染症予防策を実施するよう要請する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・ 対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。

#### イ 情報共有

- ・ 国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

#### ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・ 市民からの相談の増加に備え、健康増進課に設置した相談窓口体制を充実・強化する。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 県等との連携による市民、事業所等への要請

- ・ 県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。
- ・ 県等と連携し、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧

奨を要請する。

- 県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行う。
- 県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- 県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

## イ 水際対策

県等からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力する。

- 国の検疫の強化について、引き続き、検疫所、市町その他関係機関との連携を強化する。
- 検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、措置の縮小について、その指示に従う。

## ウ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力する。

- 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とする。
- 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命及び健康の保護、県民生活及び県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請や指示を行った際には、その施設名を公表する。
- 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、

要請や指示を行った際には、その施設名を公表する。

#### (4) 予防接種

##### ア ワクチンの供給

- ・ 県等と連携して、以下の情報を収集し予防接種体制の構築に役立てる。
- ・ 県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。

##### イ 特定接種

国、県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種を進める。

##### ウ 住民接種

- ・ 県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・ 国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・ 接種の実施に当たっては、国、県及び医師会等とも連携し、協力を得て、保健センター、学校などの公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として市に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・ 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・ 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、「第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。

##### エ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### (5) 医療

##### ア 県の対策への協力

県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### 医療に関する県の対策

##### (ア) 医療体制の整備

a 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

b 患者等が増加してきた段階においては、国からの要請を受けて、帰国

者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

(イ) 患者への対応等

a 国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

b 県は国と連携し、必要と判断した場合に、環境保健研究センターにおいて、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。

全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

c 国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(ロ) 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(ハ) 抗インフルエンザウイルス薬

国内感染期に備え、引き続き、国と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

(ニ) 医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を警察庁等の指導・調整に基づいて行う。

(ホ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。（特措法第47条）

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・ 県等からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力する。
- ・ 県は、県内全ての事業者に対して従業員の健康管理の徹底や職場におけ

る感染対策を開始するよう要請する。

#### イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、適宜、協力する。

#### ウ 要援護者への生活支援

市内の関係団体や地区組織との連携を密にし、要援護者への支援について準備を進めるとともに、必要時には支援を開始する。

### エ 緊急事態宣言がされた場合の措置

#### (ア) 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取り組みを行う。

#### (イ) 電気及びガス並びに水の安定供給（特措法第 52 条）

- ・電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (ロ) 運送・通信・郵便の確保（特措法第 53 条）

- ・運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

#### (ハ) 緊急物資の運送等（特措法第 54 条）

- ・県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

- 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(カ)生活関連物資等の価格の安定等

県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

#### 4 県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

##### ●状態

- ・県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
- ・また、1回の感染流行の波は約2か月間続くとされており、その流行の波が1年以上繰り返すことも考えられる。職場においても、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的には、相当数の従業員等が欠勤することも予想されている。
- ・県内で、新型インフルエンザ等の感染が認められた段階で、早期に大規模流行期（感染者数が通算30人以上発生した段階を想定）となることが予想される。

##### ●対策の目的

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

##### ●対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、県は、新型インフルエンザ等の県外から県内への感染をできるだけ防止し、県内への感染を遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。また、緊急事態宣言に伴って、積極的な感染対策等をとる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。
- ・県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国からの情報収集に加えて、県内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ・県内へのウイルスの侵入を出来るだけ水際で防止するとともに、感染が疑われる患者が発生した場合には、速やかに指定医療機関等へ搬送するとともに、ウイルスの検査を迅速に行い確定する。
- ・さらに新型インフルエンザ等の感染が確定された場合に備えて、必要な場合、疫学調査及び封じ込め対策を準備する。また、県民への普及啓発を強化し、感染予防を図る。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、県民生活及び県民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

## (1) 実施体制

### ア 実施体制

- ・県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに健康危機管理部会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行うとともに、県との連携を強化し、新型インフルエンザ等対策を推進する。
- ・県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ・ライフライン機能維持のための対策、施設の稼働のための要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等を行う。

### イ 緊急事態宣言

#### (ア) 緊急事態宣言

国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

#### <補足>

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を国が指定する。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域が指定されることも考えられる。

#### (イ) 市対策本部の設置

緊急事態宣言がされた場合、直ちに市対策本部を設置する。(特措法第34条)

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・県等と連携し、市民に対して、県内外での発生状況、必要な対策等について、あらゆる媒体を活用しつつ、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じ

るための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

- ・対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。

#### イ 情報共有

- ・国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

#### ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・市民からの相談の増加に備え、健康増進課に設置した相談窓口体制を充実・強化する。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア 県等との連携による市民、事業所等への要請

- ・県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。
- ・県等と連携し、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨を要請する。
- ・県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行う。
- ・県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

#### イ 水際対策

県等からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力する。

- ・国の検疫の強化について、引き続き、検疫所、市町その他関係機関との連携を強化する。
- ・検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、措置の縮小について、その指示に従う。

#### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力する。

- ・県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市

町単位、県内のブロック単位)とする。

- 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命及び健康の保護、県民生活及び県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請や指示を行った際には、その施設名を公表する。
- 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請や指示を行った際には、その施設名を公表する。

#### (4) 予防接種

##### ア ワクチンの供給

- 県等と連携して、以下の情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。
- 県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。

##### イ 特定接種

国、県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種を進める。

##### ウ 住民接種

- 県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- 国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- 接種の実施に当たっては、国、県及び医師会等とも連携し、協力を得て、保健センター、学校などの公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として市に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、「第 2 章 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種

体制をとる。

## 工 緊急事態宣言 がされている場合の措置

市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (5) 医療

### ア 県の対策への協力

県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### 医療に関する県の対策

##### (ア) 医療体制の整備

- a 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。
- b 患者等が増加してきた段階においては、国からの要請を受けて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

##### (イ) 患者への対応等

- a 国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- b 県は国と連携し、必要と判断した場合に、環境保健研究センターにおいて、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。  
全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- c 国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

##### (ウ) 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

##### (エ) 抗インフルエンザウイルス薬

国内感染期に備え、引き続き、国と連携し、医療機関に対し、抗インフ

ルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

(カ) 医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を警察庁等の指導・調整に基づいて行う。

(キ) 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。（特措法第47条）

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・ 県等からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力する。
- ・ 県は、県内全ての事業者に対して従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策を開始するよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・ 県、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買い占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、適宜、協力する。

ウ 要援護者への生活支援

市内の関係団体や地区組織との連携を密にし、要援護者への支援について準備を進めるとともに、必要時には支援を開始する。

エ 緊急事態宣言がされた場合の措置

(ア) 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取り組みを行う。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給（特措法第52条）

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適

切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保（特措法第53条）

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(イ) 緊急物資の運送等（特措法第54条）

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(オ) 生活関連物資等の価格の安定等

県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 5 県内感染期（国内感染期）

### ●状態

- 県内において、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- 県内の地域によっては、状況が異なる可能性がある。
- 国内では、パンデミック（大規模流行）が発生し、一般社会で急速に感染が拡大している。
- 県内でも、大流行がみられ、収容能力をはるかに超える患者が県内の感染症指定医療機関等に殺到し、医療機関は混乱する可能性がある。
- 事業所等においても欠勤が続出し、生産活動に支障を来している。その結果、物流も停滞し、食料などの生活必需品も品薄になり高騰し、県民生活に重大な影響を与える可能性がある。

### ●対策の目的

- 医療体制を維持する。
- 健康被害を最小限に抑える。
- 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

### ●対策の考え方

- 感染拡大を止めることは困難であり、市は、更なるまん延防止対策、感染者への支援及び県民生活・県民経済の安定の確保を行うため、新型インフルエンザ等の県内発生段階から実施している措置を継続・強化する。
- このため、県民に対して発熱時の処置などの普及啓発を繰り返し広報するとともに、現状及び対策を迅速かつ的確に伝え社会的混乱の回避に努める。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## (1) 実施体制

### ア 実施体制の強化等

職員の中にも感染者が発生し、各部局内において、あらかじめ定められた職員だけでは対応できないことから、不足する職員を各部局で相互に補完しながら、全庁を挙げて新型インフルエンザ等対策を講じる。

### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・市は、緊急事態宣言がされたときは、直ちに市対策本部を設置する（特措法第34条）。
- ・県、市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合等においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う（特措法第38条、39条、40条）。

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体、機関を活用し、市民に対して、国内外での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

### イ 情報共有

国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

### ウ 相談窓口の継続

市民からの相談の増加に備え、健康増進課に設置した相談窓口体制を継続する。

## (3) 予防・まん延防止

### ア 県内でのまん延防止対策

県等と連携し、以下の取り組み等に適宜、協力する。

- (ア) 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨

する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理及び受診の勧奨を要請する。

- (イ)事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- (ウ)ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- (エ)公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- (オ)県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- (カ)県は、国と連携し、医療機関に対し、県内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国の継続の有無の決定を待って、対応する。
- (キ)県は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は、中止する。

## イ 水際対策

県等からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力する。

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要な措置を講じる。
  - ・県と連携して情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜、協力する。
- (ア)県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
  - (イ)県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
  - (ウ)県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断

された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

#### (4) 予防接種

##### ア ワクチンの供給

- ・ 県等と連携し、情報を積極的に収集した上で、予防接種体制を構築する。
- ・ 県は、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。

##### イ 特定接種

- ・ 県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種を進める。

##### ウ 住民接種

- ・ 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、「第 2 章 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。
- ・ 県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・ 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・ 市は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

##### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### (5) 医療

##### ア 県の対策への協力

県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

#### 医療に関する県の対策

##### 1. 患者への対応等

県は、医療体制を確保するため、以下の事項を行う。

- ・ 保健所設置の地域対策協議会において、入院患者数と病床利用の状況を確認

認め、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設利用の検討など地域の実情に応じた対策を検討し、必要に応じて、医療機関以外での医療提供体制の確保（公共施設での収容）について市町へ協力要請する。

- ・必要に応じて、医師会等へ医療機関以外での医療提供体制の確保のための医療従事者の派遣要請を行う。

- ・感染状況など情報共有（医師会、医療機関、保健所、消防など）を行う。

- ・医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫・不足状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

- ・感染状況をリアルタイムで把握し、感染拡大が認められる場合においては、患者の同居者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）等、感染防止について必要な要請を行う。

- ・県内感染期においては、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の入院医療機関において新型インフルエンザ等の診断・治療を行う。また、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

- ・県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した（保健所設置市及び市町も状況によっては設置する。）場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## イ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

## (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

- ・ 県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、全県の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

### イ 要援護者への生活支援

- ・ 市内の関係団体や地区組織との連携を密にし、要援護者への生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事の提供等）を開始する。

### ウ 市民、事業者への呼びかけ

- ・ 県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### (ア) 業務の継続等

- ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・ 県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

#### (イ) 電気及びガス並びに水の安定供給（特措法第 52 条）

国内発生早期の記載を参照

#### (ロ) 運送・通信・郵便の確保（特措法第 53 条）

国内発生早期の記載を参照

#### (ハ) 緊急物資の運送等（特措法第 54 条）

国内発生早期の記載を参照

#### (ニ) 物資の売渡しの要請等

- ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

#### (ホ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及

び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- 県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(#) 埋葬・火葬の特例等

- 県からの要請に応じ、県、国と連携し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- 県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- 県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(/) 要援護者対策

- 市は、国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

## 5 小康期

### ●状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状態。

### ●対策の目的

- ・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### ●対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## (1) 実施体制

### ア 基本的対処方針の変更

- ・県等と連携して、以下の情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行う。
- ・国が「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」をしたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

### イ 対策の評価・見直し

各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県行動計画等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直し等を行う。

## (2) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波発生の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続き必要な情報を提供する。
- ・市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

### イ 情報共有

県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波発生に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

### ウ 相談窓口の体制の縮小

状況を見ながら、相談窓口の体制を縮小する。

### (3) 予防・まん延防止

県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。

### (4) 予防接種

#### ア 緊急事態宣言がされていない場合

流行の第二波発生に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

### (5) 医療

#### ア 県の対策への協力

県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策
(ア)医療体制 県は、国と連携して、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
(イ)抗インフルエンザウイルス薬 ・ 県は、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を国が作成したときは、これを医療機関に周知する。 ・ 県は、流行の第二波発生に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。
(ウ)緊急事態宣言がされている場合の措置 県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### ア 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。
- ・ 必要に応じ、引き続き、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (ア)業務の再開

- ・ 県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、以下の取組等に適宜、協力する。

- 県は、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
  - 県は、国と連携し、指定（地方）公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波発生に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。
- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等
- 市及び指定（地方）公共機関は、県、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## 【 対馬市新型インフルエンザ等対策本部条例 】

平成 25 年 7 月 8 日

条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、対馬市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 対馬市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括する。

2 対馬市新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3 対馬市新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき国の職員その他市の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

## 【用語解説】

- インフルエンザウイルス
  - ・ インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）
  
- 感染症指定医療機関
  - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。
  
  - \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
  - \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
  - \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
  - \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。
  
- 感染症病床
  - ・ 病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

- 帰国者・接触者外来
  - ・ 新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。
  - ・ 都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
  
- 帰国者・接触者相談センター
  - ・ 発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
  
- 抗インフルエンザウイルス薬
  - ・ インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
  
- 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）
  - ・ エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
  
- サーベイランス
  - ・ 見張り、監視制度という意味。
  - ・ 疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
  
- 指定届出機関
  - ・ 感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。
  
- 死亡率（Mortality Rate）

- ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

- 呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

- 感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。
- 毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

- 2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

- 新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

- 患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第

15条に基づき調査をいう。

- 致命率（Case Fatality Rate）
  - ・流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。
- 濃厚接触者
  - ・新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
- パンデミック
  - ・感染症の世界的大流行。
  - ・特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- パンデミックワクチン
  - ・新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
- 病原性
  - ・新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。
- プレパンデミックワクチン
  - ・新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。
- PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）
  - ・DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素

(Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。